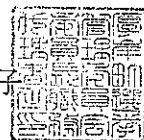


厚岸町選挙管理委員会告示第71号

地方自治法第74条第4項及び同法第75条第5項に定める50分の1の数、同法第76条第4項、同法第80条第4項、同法第81条第2項及び同法第86条4項に定める3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項に定める6分の1の数は、次のとおりである。

平成27年6月2日

厚岸町選挙管理委員会委員長職務代理者 一 戸 智 子



記

1	50分の1の数	169人 (168. ³⁰)
2	3分の1の数	2,805人 (2,805. ⁰⁰)
3	6分の1の数	1,403人 (1,402. ⁵⁰)